

慈円『愚管抄』幼学書説——その想定読者に着目して——

森 新之介

はじめに

院政後期の天台僧慈円（久寿二年（一一五五）～嘉禄元年（一二二五））が承久三年（一二三二）の乱前に著わした『愚管抄』七卷は、巻第一、第二の年代記、巻第三乃至第六の本朝略史、そして巻第七の雑記により構成される。^①同書で著者の名は伏せられており、慈円を第三者として記述した箇所もあるため、嘗ては別人の作でないかと疑われていた。しかし、大正期に三浦周行が慈円の作であることを実証すると大いに注目され、研究が盛んになった。

本稿で検証したいのは、三浦が「これ実に当時に於ける

事実上の主権者にまします上皇の秘密の重大計画に反対せるもの^②」と述べて唱えた、『愚管抄』諫言書説の当否についてである。同説には津田左右吉から、「何等かの時務策を立てるならば、それは当局者に対する直接の進言もしくは献策として提出せられねばならぬのに、この書は著者の名をすら明かにせず、故らに自己を三人称によつて記してゐるではないか。だから、著者の思想を思想として後日に伝へようとするのがこの書の述作の本意であつたらしく^③」云々という異論があつたものの、後の研究史で殆んど懷疑されなかった。同書についての膨大な先行研究で、諫言書説を批判したものは極めて見出し難い。

本論で後述するように、三浦以来の諫言書説は瑕疵が多

く成立し得ない。また従来の研究では、『愚管抄』の考察に慈円の消息願文などを用いることも少なくなかったが、これは同書そのものの分析が忽せになるという弊害を生じたように見える。『愚管抄』は通念によらず、何よりもまずその内部徴証によって分析されるべきであろう。

そこで本稿では、第一節で『愚管抄』の成立時期など議論の前提について整理する。第二節では同書の想定読者について検討し、後鳥羽院への諫言書と見得ないことを論証する。そして第三、第四節では、同書が幼学書であったとの視角から、巻第三乃至第六の本朝略史と巻第七の君臣論についてそれぞれ分析する。以上の作業によって、百年近く行われてきた『愚管抄』理解に大きく修正を迫りたい。

一 議論の前提

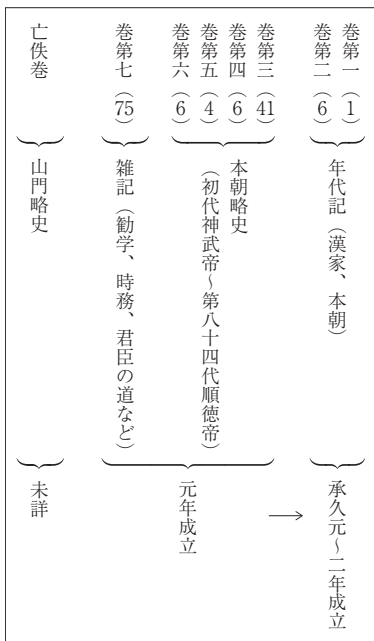
本節では議論の前提として、『愚管抄』七巻が成立した順序や時期、背景について整理する。結論を一部先取りして言えば、図表一に示す如く、承久元年（一二二九）に巻第三乃至第七の後五巻が、翌二年までに巻第一、第二の前三巻がそれぞれ成立したと考えられる。

成立時期の比定でまず注目されたのは、巻第一と第二にある「承久二年注レ之」（四三頁）、「承久二年十月之比、記

レ之了」（一二三頁）という記事である。夙に三浦は、巻第一、第二の年代記が承久二年に成立したのであれば、当然その後方にある巻第三乃至第七の本朝略史と雑記も同年の成立に違いないと考え、七巻すべてが承久二年に成立したと見た。これは村岡典嗣などが支持したため、以後今日に至るまで通説となっている。

だが巻第一、第二の年代記には、「委細ニハ在別帖」（五三頁）など詳細を「別帖」に譲るとした箇所が九つあり、その八箇所に対応する記事が巻第三乃至第六の本朝略史に見える。村岡はこれを指摘し、「巻一、巻二の完成の

図表一 『愚管抄』の構成



※洋数字は「道理」「道り」「タウリ」の用例数（計139）、矢印は成立順。

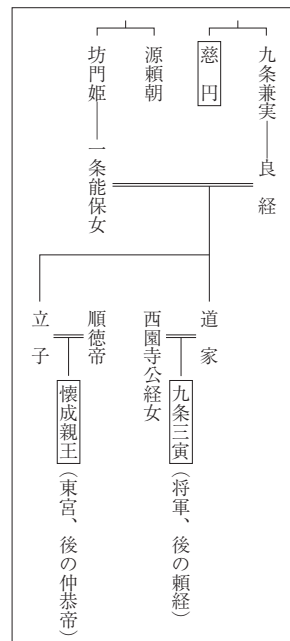
時、第三卷以下が既に成っていたと考へ得る⁽⁴⁾と述べている。そして後五巻が前二巻より先に著わされたのであれば、前二巻が承久二年の成立らしいからと言って、後五巻もまた同年の成立に違いないと臆断すべきでない。

全巻承久二年成立説を提唱した三浦も認めるように、巻第七には「コノ東宮、コノ將軍ト云ハワツカニ^七歳ノ少人ナリ」(三四二頁)という注目すべき一文がある。図表二に示す如く、東宮懷成親王と將軍九条三寅^八はともに慈円の曾姪孫であり、建保六年(二二一八)に生まれたため二歳であつた年は改元して翌承久元年に当たるとも。また、『愚管抄』後五巻での最新記事は巻第六に見える承久元年十一月十九日の西園寺公経右大将拜賀(三一六頁)であり、津田は記事が翌二年に及んでいないことを指摘する⁽⁶⁾。

これを承けて浅野明光は、「我々は巻六及び巻七の記事のみよりすれば、承久元年末に書かれたものとなすが、自然であると思ふ⁽⁷⁾」として、後五巻承久元年成立説を唱えた。また小田泰正と石田一良も通説を批判し、やはり後五巻承久元年成立説を取っている⁽⁸⁾。巻第一、第二の年代記は翌二年の成立であつたかも知れないが、少なくとも巻第三乃至第七の本朝略史と雑記が元年末までの成立であることは疑いない⁽⁹⁾。

赤松俊秀が「愚管抄の脱稿の時が何時であるかの問題は、

図表二 略系譜(承久元年末当時)



愚管抄の価値決定に重大な関連を持つものである⁽¹⁰⁾と評したように、これまで多くの研究者は『愚管抄』の脱稿時期を問題にしてきた。しかし言うまでもなく、著述動機分析で着目すべきは攔筆の時期でなく起筆のそれである。

そして慈円が『愚管抄』のために筆を起こした承久元年は、曾姪孫の三寅に大きな変化が生じていた。同年正月に暗殺された三代將軍源実朝の後任として、三寅は東下して七月に摂家將軍となる(ただし、將軍宣下は七年後の嘉禄二年(二二二六)）。よく知られているように、慈円は同書巻第七で、この三寅の將軍嗣立を八幡大菩薩や宗廟神の冥慮によるものと随喜した。

イマ左大臣(九条道家…引用者註)ノ子ヲ武士ノ大將軍ニ、一定八幡大菩薩ノナサセ給ヒヌ。人ノスル事ニア

ラズ、一定神々ノシイダサセ給ヒヌルヨトミユル、フ
カシギノ事^出ノイデキ侍リヌル也。(三三六頁)

コレヲツクリイデ給フコトハヒトヘニ宗廟ノ神ノ御サ
タアラハナル。「……」將軍又カ、ル死シテ源氏平氏ノ

氏ツヤ／＼トタユベシヤハ。ソノカハリニコノ子ヲ
モチキルベシヤハ。「一定タ、コトニハアラヌ也。(三

四二頁)

前代の実朝があのような死を遂げて源氏將軍が絶え、代わ
りに三寅が摂家將軍となったことは全く尋常でない、とい
う。そのため小田は、「慈円はこの摂録將軍の出現に宗朝^贈
社稷の神々の靈告を聞くことによつて愚管抄の筆をとりあ
げたのであろう」と見ている。

多賀宗隼が「慈円と『愚管抄』」にとつての、承久元年と
いう年のもつ重要さと力とをさらに具体的に知ることは、
本書の理解を一層深める所以に外ならないのである」と指
摘したように、三寅が將軍となった承久元年に起稿された
ということは、同書の分析にとつて極めて重要である。次
節以降ではこれを前提に、諫言書説の当否などを検討して
いく。

二 想定読者と仮名、勸学

『愚管抄』は承久元年に誰のため、そして何のために著
わされたのであろうか。

慈円は巻第七で、懐成親王と三寅について「コレヲコ
ノ人々ヲトナシクヲハシマサンヲリ御覽ゼヨカシ」(三四
三頁)と述べ、成長した二人が同書を読むことを期待して
いた。そのため河北騰は、『愚管抄』の執筆動機について
「頼経(三寅)が、今後成人する間の教育(又は教訓)の書
として読ませたかったから」と推測した。深沢徹も、同書
では「九条家ゆかりの子供たちが、その究極的な読者対象
として選び取られてくる」とし、「次代を担う未来の読者
に向けて書かれた「遺言状」として、『愚管抄』はとらえ
られよう」と述べている。

承久元年に慈円は六十五歳であり、当時としては十分老
齢であった。恐らく余命の短さと三寅將軍継嗣の悦びに衝
き動かされ、三寅たちに教えたことや学ばせたいことを
書き残そうとしたのであろう。すなわち『愚管抄』とは、
幼童二人への幼学書であったと考えられる。

懐成親王と三寅が『愚管抄』の想定読者であったとする
見解は、これまでも数人の研究者によつて示されてきた。

問題はそれら研究者の多くが、同書の想定読者は懐成親王であり三寅であり、そして後鳥羽院でもあったとして、三浦以来の諫言書説を修正しなかったことである。右の如く幼学書説を提示した河北は、それとともに「後鳥羽院が今や密かに計画し着手しようとしている討幕の挙は、無謀だとして諫止したいとの気持ち」なども有り得るとした。また深沢も、「承久の乱」へ向け風雲急を告げるさなか、このままでは日本国は亡びてしまふとの強烈な危機意識にかりたてられ、急ぎ足で『愚管抄』は書かれた⁽¹⁵⁾とし、「特定の誰彼に宛てて書かれたものでない」とも述べている。

だが、これら諫言書説と幼学書説は両立するものでない。もし慈円が非理の挙兵計画を知って強烈な危機意識を懷いたのであれば、必ずやそれを未然に防ぐことに一意専心していたであろう。危急存亡の秋に諫言書をそれとして特化させず、幼学書としても活用できるように執筆したとすれば、余りに悠長であったことになるため考えられない⁽¹⁷⁾。

そもそも諫言書とは、簡潔明瞭に漢文で記されるべきものである。慈円の同母兄たる九条兼実が後白河院のために認めた申状などと比較すれば、『愚管抄』は七巻と大部であり論旨が錯綜している。しかも、津田が「その実現を目前の政治の上に期待する時務策としてこの書のすべてを見ることは困難であらう」と評したように、焦眉喫緊の課題

を論じたには不要不急の記述に満ちている。

何よりも諫言書らしくないのは、その文体選択である。今日伝存の諸本では漢字も幾らか用いられているが、原本では殆んど専ら仮名書きであったと塩見薫は推定する⁽¹⁹⁾。この一事だけでも十分に諫言書らしくないが、しかも同書で仮名を用いたことについて、巻第二と巻第七では次の如く説明されている。

偏二仮名ニ書ツクル事ハ、是モ道理ヲ思ヒテ書ル也。
先是ヲカクカ、シト思ヨル事ハ、物シレル事ナキ人ノ料也。(二六―二七頁)

愚痴無智ノ人ニモ物ノ道理ヲ心ノソコニシラセントテ、
仮名ニカキツクル(……)。(三二二頁)

本書を仮名で記したのは、「物シレル事ナキ人」「愚痴無智ノ人」にも道理を分からせるためだ、という。もし同書が挙兵計画を諫止するために著わされたとすれば、慈円は後鳥羽院を愚痴無智と貶めながら隱忍自重を請うたことになり、支離滅裂である⁽²⁰⁾。

また塩見が指摘したように、「公家社会の人々がいかに学問をうとんずるようになったとはいえ、カナで書かなければ理解できぬわけではない⁽²¹⁾」。そのため塩見の、「愚管抄は後鳥羽上皇と絶縁した場で書かれている。(……)カナで書いたのは「二歳ノ人々」、一家の繁栄と世の盛衰をかけ

てその成長を祈っている將、軍、賴、經、と皇太子懷成親王にこそ、読まれることを期待してのことではなかつたであろうか。

「物知レル事ナキ人」と書かれてはいるが、実は無知の大衆のことではなく、幼いが故に物知ることのない人たちがあつた⁽²²⁾という見解に従うべきであろう。なお、これは津田以外で『愚管抄』は後鳥羽院への諫言書でないと断言した、極めて稀有な例である。

『愚管抄』が幼学書であつたことは、巻第七の勸学論によつても裏付けられる。慈円はここで、「惣ジテ僧モ俗モ、今ノ世ヲミルニ、智解ノムゲニウセテ学問ト云コトヲセヌナリ」(三一九頁)として、漢籍では十三經や三史、八代史、『文選』、『白氏文集』、『貞觀政要』、国書では六国史、律令格式などを列挙する。そして、読者に斯く語っている。

モシ万ガ一二コレニ心ツヅキテ「コレコソ無下ナレ。本文少々ミバヤ」ナド思フ人モイデコバ、イト、本意ニ侍ラン。サアラン人ハコノ申タテタル内外典ノ書籍アレバ、カナラズソレヲ御覽ズベシ。ソレモ寛平遺誠、二代御記、九条殿ノ遺誠、又名譽ノ職者ノ人ノ家々ノ日記、内典ニハ顯密ノ先徳タチノ抄物ナドゾ、スコシ物ノ要ニハカナフベキ。(三二二頁)

もし読者が本書に慊らず、自ら原典を読んでもみよふと思つたならば、それこそが自分の望む所だ。ここに列挙した内

外典の書籍を必ずご覧になるべきだ。殊に、外典では宇多帝の遺誠や醍醐村上兩帝の宸記、九条殿藤原師輔の遺誠、識者の家記などがよいだろう、という。これは明らかに、今後政道に与るためそれら外典を読むべきだが未だ読んでいない、懷成親王と三寅に学問を勧める文章である。もしこの勸学論が後鳥羽院へのものではあれば、慈円はすでに壮年に達していた治天の君を無学と貶めたことになつてしまふ。

また、ここでは外典を右の如く列挙しているが、内典については「顯密ノ先徳タチノ抄物」に言及するのみで、經論章疏の名を挙げていない。著者慈円が天台僧であるため、これまでの研究は『愚管抄』を内学によつて解釈しようとしてきたが、巻第七で所謂「学問」は余りに外学に偏っている。同書は天台僧による思想書としてよりも、幼い東宮と將軍への故実書として理解すべきであろう⁽²³⁾。

三 卷第三乃至第六の本朝略史

前節では、『愚管抄』が懷成親王と三寅への幼学書であつたことを指摘した。この幼学書説によつてのみ、卷第三乃至第六の本朝略史も正しく理解できよう。

従来の研究では、『愚管抄』の歴史叙述は余りに九条家

に偏っていると繰り返し批判されてきた。大隅和雄も巻第四について、「そこにはさまざまな人物が登場するように見えるが、その中からさして多くない僧侶と武者を除けば、残るほとんどの人々は摂関を中心とする系譜の網の中で、中心からさして遠くないところにおさまってしまうのである」と評し、この傾向は巻第五以降でも大きくは異ならないとしている。⁽²⁴⁾これは、著者の慈円が九条家所縁であっただけでなく、想定読者もまた九条家所縁の幼童であったことにより説明できる。

そして幼学書か諫言書かという問題は、同書全体における本朝略史の位置付けとも大きく関連する。本朝略史は、巻第三の

年ニソヘ日ニソヘテハ、物ノ道理ヲノミ思ツケテ、
老ノネザメヲモナグサメツ、イトゞ年モカタブキ
マカルマ、ニ、世中モヒサシクミテ侍レバ、昔ヨリ
ウツリマカル道理モアハレニオボエテ、〔……〕。(二二
九頁)

という著名な一文で始まる。そのため従来、慈円は後鳥羽院に挙兵の非理を分からせるため、本朝略史で「物ノ道理」「昔ヨリウツリマカル道理」を叙述し、雑記での道理史観を実証しようとした、と考えられてきた。例えば中村光も、巻第三乃至第六について「畢竟するに、第七に於け

る論旨を歴史的に基礎づけんがための叙述である」と述べている。⁽²⁵⁾この解釈は妥当であろうか。

黒川春村が天保十四年（一八四三）、蔵本（国立国会図書館現蔵）の巻第一遊紙で「此書に道理といふことハのうるさく見ゆるハ、わざとつとめて書るものと見えたり。一名道理物語とも名づけつへきもの也けり」と評したように、『愚管抄』では道理への言及が極めて多い。前掲の図表一に示した如く、筆者の試算によれば「道理」「道り」「ダウリ」の用例は七巻で凡そ百三十九ある。⁽²⁶⁾だが、分量がほぼ均等な巻第三乃至第六の本朝略史は、巻第三に全体の三割弱たる四十一例があるものの、巻第四以降の三巻にはそれぞれ六例、四例、六例しかない。原田隆吉はこの用例分布を指摘し、「愚管抄全体がひとしなみに道理ばかり述べていると考えてはならないのである」と警告している。⁽²⁷⁾

『愚管抄』は「道理物語」との定評があるものの、本朝略史の四巻において道理説明と物語叙述が融合しているとは言い難い。そして、多賀が「一般に議論批判に涉る部分には「道理」の数が多く、事実の直叙に力をいれている部分には少ない」と述べたように、「道理」の用例が少ない巻第四以降の三巻はただ事実を羅列しただけのような箇所が多い。赤松も、「愚管抄の史論のうちから、聖徳太子と馬子との関係、菅原道真の左遷、院政の発生、寿永の乱

に於ける神劍の紛失、撰家將軍出現の条を除いたならば、
「……」水鏡の無味乾燥な史論と大差ないであろう」と評し
ている。しかも『水鏡』などの鏡物と異なり、登場人物の
官職などについて煩わしいほどに詳細である。

本朝略史が道理について多くを語らず、退屈であること
は慈円本人も認めていた。巻第六の末尾には次の如くある。

ソレ「利生ノ本意、仏神ノ冥応」ヲ詮ニテカキヲ侍ナ
リ。ソノヤウハ事ヒロク侍レド、又々次ザマニカキ
ツクシ侍ベシ。其趣ニヒカレテハ、ミム人ハネブラ

レテヨモ見侍ラジ。コノサキザマノ事ハヨキ物語ニテ、
目モサメヌベク侍ルメリ。(三二七頁)

利生の本意や仏神の冥応などについては、これから論じ尽
そう。そのような趣に心惹かれて読んできた人は、眠くな
ってしまったかも知れない。しかし以後はよい物語であり、
目も覚めるだろう、という。これは本朝略史の歴史叙述が、
道理史観を実証するためのものではなかったことを示してい
よう。

慈円はその少し前で、巻第三以降の四巻で論じてきたの
は「此日本国ノ王臣武士ノナリユク事」(三二七頁)につい
てだとした。また後に巻第二の末尾で、巻第三以降を記し
た理由について

サスガニ此国ニ生レテ、是程ダニ国ノ風俗ノナレルヤ

ウ世ノウツリ行ヲモムキヲ、ワキマヘシラデハ又ア
ルベキ事ニモアラスト、思ハカラヒ侍ゾカシ。(二二七
頁)

と述懐している。巻第三乃至第六の本朝略史、殊に道理へ
の言及が少ないその巻第四以降は、東宮懷成親王と撰家將
軍三寅に君臣武士や風俗世情の推移を示すことが目的にな
っていたと見てよい。河北も、本朝略史について「童蒙ら
に「語り聞かせる」趣が強く感じられるのである」と評し
ている。

そもそも慈円は巻第三の冒頭で、保元の乱後の修史につ
いて斯く述べていた。

保元ノ乱イデキテノチノコトモ、マタ世継ガモノ
ガタリト申モノモカキツギタル人ナシ。少々アリトカ
ヤウケタマハレドモ、イマダエミ侍ラズ。ソレハミナ
タヨキ事ヲノミシルサント侍レバ、保元以後ノコ
トハミナ乱世ニテ侍レバ、ワロキ事ニテノミアランズ
ルヲハバカリテ、人モ申ヲカヌニヤトラロカニ覺テ、
ヒトスチニ世ノウツリカハリオトロヘタタルコトハリ
ヒトスチヲ申サバヤトオモヒテ「……」カキツケ侍也。

(二二九頁)

保元の乱後は世継物語も書き継がれなくなったらしく、あ
ったとしても美事のみを記しており、理非曲直を明らかに

するという修史の本分は失われている。そのため自分が筆を執ることにした、という。

前節で見たように慈円は巻第七の冒頭で、漢家には『春秋』三伝や三史、八代史、本朝には六国史があることを紹介する。しかし言うまでもなく、正史は漢文で記されており幼童にとつて読み難い。またその正史も撰進が絶えて久しく、六国史より後の歴史を学ぶためには外史を用いなければならぬ。慈円は幼童二人に本朝略史、殊に保元の乱後のそれを学ばせるための良書がないことを思い、歴史学習の入門篇として巻第三乃至第六を著わしたと考えられる。

四 巻第七の君臣論

前節まで、『愚管抄』は後鳥羽院の挙兵計画を諫止するための諫言書でなく、二歳の懷成親王と三寅に学問させるための幼学書であったことを論証してきた。では、巻第七のこれまで諫言論として解釈されてきた箇所、慈円は何を讀者に伝えたかったのであろうか。

当時の慈円が何よりも危惧していたのは、東国武士の狼藉である。巻第七では次のように述べられている。

武士將軍ヲウシナイテ、我身ニハヲソロシキ物モナクテ、地頭（失）トテミナ日本国ノ所当トリモチ（恐）タリ。

〔……〕武士ナレバ、当時心ニカナハヌ物ヲバヤレ（計）トニラミツレバ、手ムカイスル物ナシ。タゞ心ニマカセテント、ヒシト案ジタリト今ハミユメリ。サテコレヲノヒガ事（辭）ノツモリテ大乱ニナリテ、コノ世ハ我モ人モホロビハテナンズラン。（三四〇〜四一頁）

源氏將軍は三代で絶え、継嗣として京から九条三寅を迎えたものの二歳でしかなく、武士たちを畏怖させるような將軍はいなくなった。武士は無道を行い易くなり、それらが積み重なれば大乱に発展し、この世の誰もが滅び尽きてしまう、という。

そして現状への対処について、慈円は斯く述べる。

道理ト云物ハヤス（易）ト侍ゾカシ。ソレワキマヘタラ（理）ン臣下ニテ、武士ノ勢アランヲメシアツメテ仰セキカセバヤ。（三四一頁）

今コノ二歳ノ人タノヲトナシク成テ、世ヲバウシナイモハテ、ヲゴシモタテムズルナリ。「ソレ今廿年マタ（立）ンマデ武士ヒガゴトスナ（辭）」。ヒガゴトセズハ自余ノ人ノヒガゴトハト（辭）メヤスシ（事）ト仰キカセテ、〔……〕。（三四二〜四三頁）

道理とは理解し易いものだから、それを心得た臣下が武士たちを召し集めて自重するよう説き聞かせればよい。懷成親王と三寅は今僅か二歳だが、成人すれば天下の興廃を

決することになる。それまで廿年ほど武士が無道を行わなければ、余人の無道もまた止め易い、という。この道理を心得た臣下とは、慈円の姪孫にして三寅の父たる九条道家を指していると見てよい。このように当時の慈円は、武士たちの無道を深く憂慮していたものの、道家が道理によって沙汰すれば、幼童二人が成人するまでの廿年ほどは静謐を期待できると見ていた。

問題は、天下を左右すべき懐成親王と三寅が、それぞれ如何なる天皇と將軍に成長するかということであつた。慈円は卷第七で、君の心得について次のように述べている。

陽成院御事体テイナランタメナドコソ、イヨ／＼メデタ目出カルベケレ。ソレヲフセギヲボシメシテハ、君コソ

太神宮、八幡ノ御心ニハタガハセヲハシマサンズレ。

コ、ヲ構テ君ノサトラセタマウベキ也。(三四四頁)

嘗ての陽成帝のように、暗君が明臣によつて廃されるのは好ましいことであり、もし暗君がそれを拒むようであれば太神宮と八幡神の心に違ふ、という。三浦は「其廢立を当然とするが如き論調は、皇室と一家をなせる撰錄家の伝統的思想なるべきも、余りに名分を無視せるものなり」と断じ、深沢もこれを「暴虐非道の暗主（＝後鳥羽上皇）はこれを廢するもやむなしとする驚くべき「謀反」の論理」と評している。しかしこれは、当時君臨していた後鳥羽院を

排除するという予告でなく、後に即位しても天皇は決して廢されないなどと驕らずに君道を尽すべきだ、という二歳の東宮懷成親王への訓諭と見るべきである。

同卷には「末代ザマノ君ノ、ヒトヘニ御心ニマカセテ世ヲオコナハセ給テ事イデキナバ、百王マデラダニマチツケズシテ、世ノミダレンズル也」(三四九頁)ともあり、末代らしい君が私心に任せて世を動かすようなことになれば、百王を待たずに世が乱れると危惧されている。多賀が「将来への期待の語としては急迫にすぎる。それは承久の企を目前に、後鳥羽上皇への風諫としてはじめて切実のひびきを伝える」(33)と述べたように、従来の研究ではこの文を後鳥羽院への諫言と解釈してきた。しかし、「末代ザマノ君」すなわち末代らしい君とは暗君と同義であり、後鳥羽院への風諫としては激越に過ぎる。卷第七における「君」を、著述当時のそれに違ひないと臆断すべきでない。

また同卷の後方で、慈円は君と將軍が和合すべきことも説く。

將軍ガムホン心ノヲコリテ運ノツケン時ハ、又ヤス／＼トウシナハンズル也。実朝ガウセヤウニテ心得ラレヌ。平家ノホロビヤウモアラハナリ。コレハ將軍ガ内外アヤマタザランヲ、ユヘナクニクマレムコトノアシカランズルヤウヲコマカニ申也。(三四九～五〇頁)

もし將軍が君への謀反心を懷けば、たとえそれを実行しなくとも実朝や平家のように必ず滅ぶ。そのため君は、妄りに將軍を憎んではならない、という。

深沢は『愚管抄』は、「謀反」の嫌疑をはらすべく、必死の思いで書き上げられた、九条家の立場からする弁明の書でもあった⁽³⁴⁾とするが、これまで繰り返し強調してきたように、当時の將軍は僅か二歳の九条三寅である。未だ東西も弁えていない幼童が謀反の心を起こすことも、起こすかも知れないと嫌疑されることも有り得ない。君への謀反心や將軍への猜疑心を禁じる説論は、明らかに当時でなく、数年後の成長した幼童二人のために示されたものである。

悪しき天皇は必ず廢され、悪しき臣下は必ず滅ぶため、そうならないよう自省すべきだとされている。慈円はあくまで二歳の東宮と摂家將軍を想定読者として、「君ハ臣ヲタテ、臣ハ君ヲツルコトハリ^立」(巻第七、三四七頁)を論じたのみである。

従来の諫言書説は、慈円は『愚管抄』の執筆当時すでに後鳥羽院の挙兵計画を察知していた、ということをも自明の前提としてきた。しかし、そのような通念は同書によって裏付けられるものでない。多賀の「承久元年は、一方に於て、後鳥羽院を中心とする武家討伐計画もすでに表面化の兆のあらわれようとする時に当たっている⁽³⁵⁾」という見解など

も、諫言書たる『愚管抄』が起稿された承久元年にはすでに挙兵の予兆があったに違いない、という臆断であったと考えられる。恐らく慈円は当時、二年後に後鳥羽院が干戈を動かすとは全く予期せず、幼童二人による明るい未来を願っていたのであろう。

おわりに

以上本稿では、慈円『愚管抄』が後鳥羽院への諫言書でなく幼童二人への幼学書であることを、その想定読者に着目して論証した。

承久元年(一二一九)七月、曾姪孫の九条三寅が二歳にして摂家將軍となったことを、慈円は八幡大菩薩や宗廟神の冥慮と解釈した。そして『愚管抄』後五巻の本朝略史と雜記を起稿し、同年末までに脱稿する。

『愚管抄』は將軍三寅と、同じく二歳の曾姪孫たる東宮懷成親王の二人に、学問や心得などを伝授するために著わされたと考えられる。想定読者が幼童であったからこそ、慈円は同書を仮名で記して学問を勧めた。もしこれが諫言書であれば、後鳥羽院は愚痴無智で漢文に堪えず学問を修めていないだろう、と貶めたことになってしまう。

巻第三乃至第六の本朝略史も、懷成親王と三寅が後に歴

史を学習する時の教材として執筆された。殊に巻第四以降の三巻は、道理への言及が少なく瑣々たる記述が多く、「道理物語」という定評によつて説明できない。歴史叙述が九条家中心となつてゐることも、同家所縁の幼い東宮と將軍に歴史を教えることが目的だったからと見るべきである。

そして慈円は巻第七の雜記で、暗君は必ず廃され逆臣は必ず滅ぶと断言した。従来、後鳥羽院への諫止であり九条家についての弁明だとされてきたこの箇所は、ただ暗君逆臣になつてはならないという君臣の道を、懷成親王と三寅に説いたのみである。『愚管抄』は乱前の諫言書でなく、平時の幼学書として読解されるべきであろう。

「愚痴無智ノ人」「末代ザマノ君」などとある『愚管抄』を、ほぼすべての先行研究は後鳥羽院への諫言書と信じて疑わなかった。これは従来、君への諫言という行為が軽く考えられていたためだと見るを得ない。慈円や『愚管抄』だけでなく、当時の君臣関係についても再考が望まれる。

*本稿で用いた史料の書誌は以下の通り。引用に当たつては適宜字体と句読点を改め、訓点や傍点、傍線、傍記、括弧、頁数を付し、改行を省いた。

『愚管抄』、『神皇正統記』…日本古典文学大系(岩波書店)。
「天台勸学講縁起」…日本教育文庫(同文館)。「青蓮院門流」…多賀宗隼「青蓮院門流」(叡山南溪藏本)。「金沢文庫研究」一三二七(一三七)、一九六七。

注

(1) 卷第一、第二が年代記であることは、卷第一に「漢家年代」「皇帝年代記」(四一頁、四四頁)、卷第二に「此皇代年代」(一二六頁)とそれぞれ明記されているため疑いない。卷第三乃至第六については、卷第二に「最略記ナレバ略レ之也」(一二三頁)とあり、本論第二節で述べる如く巻第七で原典を読むよう勧められているため、最略記でも具記でもない。またやはり後述する如く、卷第一、第二、巻第七で漢家と本朝双方の歴史を学ぶべきだとされているため、本朝についての巻第三乃至第六は本朝略史と称すべきであろう。そして巻第七は従来総論などと称されてきたが、和田英松が「六国史律令格式等の事より、世の変遷に就いて、何くれの事を記したり」(『本朝書籍目録考証』明治書院、一九三六、五七七頁)と評したように、論というほど整然としていない。そのため巻第七は雜記と称すべきであろう。

(2) 三浦周行「愚管抄」(初出一九二〇)、『日本史の研究』岩波書店、一九二二、一二四八頁。

(3) 津田左右吉「愚管抄の著作年代についての疑」(初出一九二四)、『日本文芸の研究』(津田左右吉全集一〇) 岩波書店、一九六四、三〇―三二頁。

(4) 村岡典嗣「愚管抄考」(初出一九二七)、『日本思想史研究』増訂版、岩波書店、一九四〇(初版一九三〇)、三四頁。また、同「愚管抄の著作年代編制及び写本——愚管抄続考」(初出一九三九、同前、六七頁) 参照。対応記事の見えない一箇所とは、巻第二で永保元年(一〇八一)の山門大衆による三井寺焼き討ちと座主追放について、「委旨在別帖」(一〇四頁)としたものである。同巻には「山門ノ事ヲ此奥ニ一帖カキアラハシ侍ル也」(一二三頁)ともあり、山門についての今日伝存していない一帖(以下、「山門略史」と称する)が存在したらしい。そのため村岡が指摘した「愚管抄の著作年代編制及び写本」、前掲、六八頁)ように、対応する記事は山門略史にあったと考えられる。

山門略史はその門流で読まれたらしく、逸文が「天台勸学講縁起」に「『愚管抄』第七云」(二九七頁)として載っている。ここで巻第七とされているのは、和田英松が指摘した(『本朝書籍目録考証』、前掲、五七六―七七頁)ように、年代記が本来一卷であり後に二巻に分けられたことによる。また撰者未詳「青蓮院門流」(応長元年(一二二一)―正和元年(一二三二)成立)の第一条「行玄大僧正」にも、

「相^二伝聖教、名讓^一進青蓮院^{行支僧}正事也」事、見^二『愚管抄』とある。これに対応する記事も今日伝存の「愚管抄」に見えないため、恐らく山門略史に載っていたのであろう。

なお浅野明光が指摘した(「愚管抄論(上)」、『文化』八一、一九四一、六一頁)ように、巻第三の冒頭には「皇代年代記アレバヒキアワセツ、ミテフカク心ウベキナリ」(二三〇頁)とある。これは巻第七の「内外典ノ書籍アレバ、カナラズソレヲ御覧ズベシ」(本論後掲)と同じく、本書外部に年代記があるのでそれを参照せよとの意に解される。そのため、巻第三などより先に巻第一、第二の年代記が作られたと考える必要はない。

(5) 三浦周行「愚管抄」(前掲)、一二三九頁。

(6) 津田左右吉「愚管抄の著作年代についての疑」(前掲)、二六頁。

(7) 浅野明光「愚管抄論(上)」(前掲)、六一頁。

(8) 小田泰正「愚管抄の執筆年代」(『史潮』四八、一九五三、九九頁)、石田一良「別帖」「付録」の著作年代(初出一九六七)、『愚管抄の研究——その成立と思想』ペリカン社、二〇〇〇、第一部第二章、一五頁)。

(9) なお巻第三乃至第六と巻第七の成立順序については、深沢徹のように「まず巻七が最初に構想され、〔……〕巻三から巻六までの「歴史叙述」があとから書き加えられ、最後に巻一と巻二の「皇帝年代記」が添えられたとおぼし

い」とする説もある〔慈円『愚管抄』、荻部直他編集委員『秩序と規範——「国家」のなりたち』岩波講座日本の思想六、岩波書店、二〇一三、二八六頁〕。

(10) 赤松俊秀「愚管抄について」(初出一九四九)、『鎌倉仏教の研究』、平楽寺書店、一九五七、二六八頁。

(11) 小田泰正「愚管抄の執筆年代」(前掲)、一〇一頁。なお起稿時期について、小田は承久元年の九月前後と見(一〇三頁)、石田一良は同年五月前後と見ている(「別帖」『付録』の著作年代、前掲、五三頁)。

(12) 多賀宗集「愚管抄」、坂本太郎・黒板昌夫編『国史大系書目解題』上、吉川弘文館、一九七一、二七八頁。

(13) 河北騰「『愚管抄』についての小見」、『立正大学大学院紀要』一三、一九九七、五一頁。なお当時は元服前であったため、厳密には「頼経」でなく幼名「三寅」が正しい。

(14) 深沢徹「歴史の〈外部〉に立つこと——『愚管抄』における「一人称」表現の可能性」、『愚管抄』の〈ウソ〉と〈マコト〉——歴史語りの自己言及性を超えて』森話社、二〇〇六、第一部第四章、一四一〜四二頁。

(15) 深沢徹「言語論的転回」以後の歴史叙述は、どうあるべきか——『今鏡』から『愚管抄』へ、『往きて、還る。——やぶにらみの日本古典文学』現代思潮新社、二〇一一、第三章、六九頁。

(16) 深沢徹「歴史の〈外部〉に立つこと」(前掲)、一四

〇頁。また深沢以前に安津素彦と栃木孝惟も、それぞれ「慈円は万人、必読を期待して認めた」と、私は本書を解する(『愚管抄覚書』、『國學院雑誌』五七・七、一九五六、一九九頁)。「著者は、この書の予定読者として、「物シレル事ナキ人」をも包みこむかなり、広汎な予定読者を予想していたことを意味するであろう」(『愚管抄と六代勝事記』、市古貞次他編『中世』日本文学全史三、学燈社、一九七八、一八三頁)と述べていた。

(17) なお、当初は諫言書であったものを後に幼学書に改めたとも考え難い。浅野明光が「著者が本書著作に当つて、相応に筆を急ぎ、推敲訂正に及ばざりしやを疑はしめる」と述べた(『愚管抄論』(上)、前掲、四八頁)ように、『愚管抄』は年代記に加筆されることはあっても改稿されることはなかったらしい。

(18) 津田左右吉「愚管抄の著作年代についての疑」(前掲)、三〇頁。

(19) 塩見薫「愚管抄のカナ(仮名)について」(『史林』四三・二、一九六〇)参照。

(20) 類例として、北畠親房『神皇正統記』(延元四年(一三三九)成立、興国四年(一三四三)修訂)は、「或童蒙」に示すための書であることがその奥書に記されている。嘗てこの「或童蒙」は成立当時十二歳であった後村上帝を指すとの説が主流であったが、如何に幼冲でも至尊を童蒙と称す

ることは余りに不遜であり考えられない、との批判もある（我妻建治『神皇正統記』の「童蒙」〔初出一九七三〕、『神皇正統記論考』吉川弘文館、一九八一、第二章第一節参照）。『愚管抄』について、後鳥羽院を愚痴無智と称することは余りに不遜であり考えられない、とする批判が殆んどなかったことは奇怪である。

(21) 塩見薫「愚管抄のカナ（仮名）について」（前掲）、九一頁。

(22) 塩見薫「愚管抄のカナ（仮名）について」（前掲）、九一頁。また周知の如く、『愚管抄』では擬音語が多用されており、その理由を慈円は

此詞「ハタト、ムズト、シヤクト、ドウト」ドモノ心ヲバ人皆是ラシレリ。アヤシノ夫トノ^{宿直}人マデモ、此コトノ^言ハヤウナルコト^言グサニテ、多事ヲバ心エラル、也。
（巻第二、一二七頁）

と説明する。これを根拠として、同書の想定読者は賤人だったと見た先行研究も少なくない。だがやはり塩見が指摘したように、「彼らのために愚管抄を書くといっているのではなく、彼らの理解できる（……）それを使つて愚管抄を書くといっているだけである」（九〇頁）。

ただし、幼童二人が想定読者だったとする塩見説は論証が十分でなかったため、その後の研究史では殆んど顧みられなかった。多賀宗隼は同説に理解を示しつつも、「私と

してはいさ、か疑ひを存せざるを得ないのである」と述べている（『愚管抄』、『慈円の研究』吉川弘文館、一九八〇、第一部第廿五章、二七一頁）。

(23) なお慈円が『愚管抄』を起稿した承久元年、順徳帝もまた宸筆を染めて二年後の三年に故実書『禁秘抄』を完成させた（和田英松「禁秘御抄」、『皇室御撰之研究』明治書院、一九三三、一二六頁参照）。和田は同書について、「そのさま寛平遺詔などの如く、訓読めきたるところあまた見ゆれば、蓋し幼帝の為に記し置かせ給ひしものならんか」（二二八頁）と推測し、日野西資孝「禁秘抄の原本形態とその成立に就いて」（『帝国学士院紀事』三一、一九四四、三一二頁）や佐藤厚子「禁秘抄」の研究（二）（『椋山女学園大学研究論集人文科学篇』三九、二〇〇八、三三三頁）でも同趣のことが述べられている。慈円の『愚管抄』も順徳帝の『禁秘抄』も想定読者を明記していないが、同じく二歳の幼童のために著わされたものであったと考えられる。

(24) 大隅和雄「『愚管抄』を概観する」（初出一九七一）、『愚管抄を読む——中世日本の歴史観』講談社、一九九九（初刊一九八六）、第二章、一〇七頁。

(25) 中村光「愚管抄の歴史観」、『古典研究』一一二、一九三六、三一頁。

(26) 凡そ百三十九例という筆者の試算は、鈴木正道のそれ（『愚管抄に於ける「道理」の一考察』、『山形県立米沢女子

短期大学紀要』七、一九七二）などと一致する。なお、百三十五例または百三十八例とする先行研究もあるが、従い得ない。

(27) 原田隆吉「愚管抄の「道理」、『文化』二四—四、一九六〇、三五頁。

(28) 多賀宗集「愚管抄」（前掲一九七一）、二八二頁。また太田佳恵も、「巻第三から巻第六までの歴史叙述の変化——時代を下るにつれて歴史記述に具体性が増す一方で、歴史解釈が減少していく」を指摘している（『愚管抄』の構成と構想、『寧楽史苑』四九、二〇〇四、八頁）。

(29) 赤松俊秀「愚管抄について」（前掲）、二九四頁。なお、赤松は中略箇所で「史実の記述が精確であるのみであつて」と述べているが、友田吉之助が指摘した（『愚管抄の史料と史料的价值』、『島根大学論集人文科学』四、一九五四）ように、『愚管抄』の記事には誤りも少なくない。

(30) なお大隅和雄は、この「ミム人ハネブラレテヨモ見侍ラジ」という文を巻第七についてのものと解釈する（同訳『愚管抄』講談社、二〇一二（初刊一九七一）、三七〇頁）。だが、それでは同巻が巻第六までよりも退屈だということになってしまったため、従い難い。

(31) 河北騰「『愚管抄』についての小見」（前掲）、四二頁。

(32) 深沢徹「偽装の言説——『愚管抄』にみる、方法としての〈老い〉」（第二部第六章、初出二〇〇九）、『往きて、

還る。』（前掲）、一一九—一二頁。

(33) 多賀宗集「愚管抄」（前掲一九七一）、二九六頁。

(34) 深沢徹「慈円『愚管抄』」（前掲）、二八六頁。

(35) 多賀宗集「愚管抄」（前掲一九七一）、二九六頁。

付記 本稿は、平成廿六年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（日本学術振興会特別研究員）